

第3子パスポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、多子世帯の経済的負担の軽減に加えて、企業や店舗と協働して実施することを通じて、多子世帯を社会全体で応援する気運を醸成し、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感することで、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進することを目的として、第3子パスポート事業（以下「本事業」という）を実施するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交付対象者

香川県内に住所を有する者で、同一申請につき児童の親族最大2人までとし、少なくとも1人は以下の要件（以下、「交付要件」とする。）のいずれかを満たす者（以下「代表者」とする。）。

- ① 住民票上の同一世帯の中に3人以上の児童がいる者
- ② 「住民票では同一世帯ではないが扶養されている児童」を含めて3人以上の児童を扶養する者

また、上記の交付要件を満たさない者であっても、児童の2親等以内の直系血族であれば交付対象者とすることができる（この場合の交付対象者を以下「利用者」という。）。ただし、利用者が交付要件を満たさず、児童の2親等以内の直系血族である場合は、利用者が申請書に記載された児童の2親等以内の直系血族であり、さんさんパスポートが発行されることに対する代表者の同意（要押印）が必要となる。

なお、ここでいう児童とは、18歳未満の子ども（18歳に達する年度の3月末まで）とする。

(2) さんさんパスポート事務局

県が、本事業が円滑に進むように設置した専用の事務局（以下「事務局」という。）。

(3) 加盟店

対象世帯の経済的負担を軽減する取り組みを設け、事前申請により事務局が認め登録した事業者等。ただし、遊興飲食させる店舗や風俗店、射幸心を煽る娯楽業に係る施設、宗教活動や政治活動を主たる目的とする施設、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等が運営する施設は除く。

(4) サービス・特典

多子世帯の子育ての経済的負担の軽減に加えて、第3子以降の子どもを持つ家庭が社会から歓迎され、支えられていると実感できるようなものとし、本事業に賛同する加盟店、自らが定めるもの。

(5) さんさんパスポート

第3子以降の児童を持つ者に対する特別のサービスの対象者であることを示すものであり、対象となる者からの申請に基づき交付されるもの。

発行後2年間を経過した日以後の最初の3月31日を有効期限とする。（例：平成28年5月1日発行の場合、平成31年3月31日が有効期限となる。）

(6) 加盟店証

本事業の加盟店である旨を証明するもので、事務局が加盟店に対し発行する。

(7) シンボルマーク

事務局が本事業を県民に広く周知するために作成するもので、加盟店は、別途手続きにより、そのデザインを使用することができる。

(8) 加盟店ステッカー

加盟店が、本事業に参加している旨を掲示するためのもので、事務局がシンボルマークを使い作成するものとする。

(事業内容)

第3条 本事業は、交付対象者がさんさんパスポートを加盟店に提示することにより、各加盟店のサービス・特典を受けることができる仕組みを作るとともに、サービス内容等について、県がインターネット等を通じて広く情報発信し、活用促進を図ることにより、3人以上の子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するものである。

(交付申請の手続き等)

第4条 さんさんパスポートの交付を希望する者は、別に定める「さんさんパスポート利用規約」(以下「利用規約」という。)に規定する様式(様式第1号)で郵送又は持参により交付申請を行う。また、申請内容を確認するために以下の書類を添付するものとする。添付する書類に係る費用は申請する者が負担することとする。

- ① 代表者及び児童全員が記載された住民票
- ② 代表者が住民票上同一世帯でない児童を扶養する場合はそのことが確認できる書類(健康保険証等の写し)
- ③ その他、必要に応じて事務局が求める書類

(2) 事務局は、前項に定める申請を受け付け、内容を確認し、適当と認めた場合にはさんさんパスポートを発行し、郵送(定形郵便扱い)の方法により交付する。

(3) 申請する者は、第1項に定める手続きを行った時点で、利用規約に定める県との権利義務関係に同意したものとみなす。

(4) 前3項に定めるもののほか、登録の方法については利用規約に定める。

(さんさんパスポートの利用等)

第5条 交付対象者は、加盟店においてサービス・特典を利用しようとするときは、さんさんパスポートを提示するものとする。

(2) さんさんパスポートは交付対象者として登録した者以外に貸与又は譲渡してはならない。

(3) 交付対象者は登録内容に変更が生じた場合は、利用規約に定める様式(様式第1号)により届けるものとする。また、変更内容を確認するために前条第1項に定める書類を添付することとする。ただし、交付対象者の電話番号変更の場合を除く。

(4) 交付対象者は、交付要件に該当しなくなった場合又は登録を廃止する場合は、利用規約に定める

様式（様式第2号）により届け出るものとする。

- (5) さんさんパスポートを紛失・破損等の理由で再発行を希望する場合は、利用規約に定める様式（様式第1号）により申請することで、再発行ができる。ただし返信用切手（定形郵便物扱い82円・簡易書留扱い別途310円等）が別途必要となる。
- (6) さんさんパスポートは、以下の場合は利用できない。
 - ① 顔写真が添付されていないもの。
 - ② 有効期限が切れたもの。
 - ③ 破損などなんらかの理由で対象者であることが確認できないもの。
 - ④ 申請内容が虚偽であることが発覚した場合。

（加盟店申請の手続き等）

第6条 本事業に加盟しようとする事業者等は、「さんさんパスポート加盟店申込書」（様式第3号）により申請するものとする。

- (2) 事務局は、前項の規定による申請を受けたときは、審査の結果、第2条第3項に規定する除外規定に該当する場合及びサービス・特典の内容が本事業の趣旨にそぐわないと認める場合を除き、加盟を認め、加盟店に加盟店証と加盟店ステッカーを交付する。
- (3) 加盟店は、さんさんパスポートの提示を受けた場合、前条第6項に該当する場合を除き、そのサービス・特典を提供しなければならない。
- (4) 加盟店は、加盟店ステッカーの取り扱いおよびサービス・特典内容の周知に関し、次の各号について留意しなければならない。
 - ① 加盟店ステッカーは利用者が見やすい場所、位置に掲示すること。
 - ② 利用者に分かりやすいよう、サービス・特典内容を任意の方法により、店舗等内に掲示するよう務めること。
 - ③ サービス・特典内容を変更したときは、速やかに店舗等の中の掲示内容を変更すること。
 - ④ 加盟を中止したときは、中止の日以後、シンボルマークや加盟店ステッカーを使用、掲示しないこと。
 - ⑤ 加盟店と交付対象者の間における本事業に関する紛争に対し、加盟店は、誠意をもって対処しなければならない。また、県及び事務局はこの紛争に対し、何らの責務も負わない。

（加盟店の登録内容の変更等）

第7条 加盟店が、前条第1項に基づく登録内容を変更しようとするときは、あらかじめ「さんさんパスポート加盟店内容変更届」（様式第4号）により、概ね1ヶ月前までに、事務局へ届け出なければならない。

- (2) 事務局は、第1項による変更を受けたとき、サービス・特典の内容が本事業の趣旨にそぐわないと判断した場合は、加盟店と協議の上、その変更を求めることができる。
- (3) 事務局は、加盟店が前項の規定によるサービス・特典内容の変更に応じないとき、あるいは無断でサービス・特典内容を変更したときは、加盟を取り消すことができる。

(加盟店の廃止の手続き等)

第8条 加盟店は、加盟を中止しようとするときは、「さんさんパスポート加盟店中止届」(様式第5号)により、概ね1ヶ月前までに、事務局へ届け出なければならない。

(県及び事務局の権限)

第9条 県及び事務局は本事業が円滑に進むように努めるとともに、以下の権限を有し管理できるものとする。

① 県は本事業を円滑に進めるために、事務局の運営等を委託することができる。

② 県は、本事業全般の運営またはその見直し、および本要綱の改訂を行う。

(2) 県及び事務局は、交付対象者が次の各号に該当する場合は登録を取り消すことができる。

① 別に定める利用規約に違反した場合。

② 利用状況が本事業の趣旨にそぐわないと認められる場合。

(3) 県及び事務局は、法令違反などにより、本事業の加盟店として不相当と判断した場合、加盟を中止することができる。

(4) 県及び事務局は、加盟店についての名称、所在地およびサービス・特典内容をとりまとめ、「さんさんパスポート」ホームページ等により広く県民に周知するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 県及び事務局は、交付対象者情報等、本事業を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)に基づき、適正に取り扱うこととする。

(2) 県及び事務局は、交付対象者の個人情報について、加盟店に提供することはしない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。